

**令和8年度えひめ農林水産業魅力発信事業（次世代人材掘り起こし事業）
就業体験会委託業務プロポーザル募集要領**

この要領は、令和8年度えひめ農林水産業魅力発信事業（次世代人材掘り起こし事業）就業体験会業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、委託先の選定に当たっては、経費面だけではなく、企画力や人員体制、県民等への情報発信、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

1 委託業務名称

令和8年度えひめ農林水産業魅力発信事業（次世代人材掘り起こし事業）
就業体験会委託業務

2 委託業務の概要

（1）委託業務の内容

「令和8年度えひめ農林水産業魅力発信事業（次世代人材掘り起こし事業）
就業体験会委託業務仕様書」【資料1】のとおり

（2）履行期間

契約の締結の日から令和9年3月31日まで

※提案により、最終期限を前倒しすることは差し支えない

（3）委託料上限額

1,310,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 資格要件

提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- （1）愛媛県の競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- （2）地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- （3）企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- （4）銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- （5）会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- （6）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- （7）共同事業体で参加しようとする場合、代表者は（1）～（6）まで、構成員は上記（2）～（6）までの資格要件を満たすこと。

4 参加申込

(1) 提出書類

- ・参加申込書（様式1） 1部
- ・事業者の概要がわかる資料（任意様式・パンフレット等で可）
- ・愛媛県税の納税証明書 1部（競争入札の参加者資格を有する者、県税の納税義務がない者は除く）

(2) 提出先及び提出期限等

① 提出先

11 記載の提出先

② 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時15分まで（必着）

③ 提出方法

持参または郵送等とする。ただし、持参の場合は、提出期限内の祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分とする。郵送等の場合は、書留等の配達記録が残る方法によること。

(3) 企画提案公募参加の可否の通知

令和8年5月29日（金）までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

5 質問の受付

募集に関する質問を、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年5月25日（月）午後5時15分まで

(2) 提出方法

電子メールにより、11 記載の宛先に、「質問票」（様式2）を提出すること。送付後、担当窓口（農政課農地・担い手対策室担い手育成係（089-912-2553）へ、電話により着信の確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問及び回答は、参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に、電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては質問者に対してのみ回答する。

(4) 留意事項

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

6 企画提案書の提出

- (1) プロポーザル参加者は、次により提案書（様式4）を提出するものとする。

なお、提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

① 提出期限

令和8年6月16日(火)午後5時15分まで(必着)

② 提出方法

持参又は郵送等とする。

ただし、持参の場合は、提出期限内の祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分とする。郵送等の場合は、書留等の配達記録が残る方法によることとし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

③ 提出先

11 記載の提出先

④ 提出書類

令和8年度えひめ農林水産業魅力発信事業(次世代人材掘り起こし事業)就業体験会委託業務企画提案書作成要領による【資料2】

⑤ 留意事項

提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

ア 提案書たの再提出は、上記アの①の提出期限内に限り認める。

なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 提案を取り下げの場合は、「辞退届」(様式3)を提出するものとする。

なお、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

ウ 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

エ 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

7 業務予定者の選定方法等に関する事項

(1) 業務予定者の選定方法

ア 「令和8年度えひめ農林水産業魅力発信事業(次世代人材掘り起こし事業)就業体験会委託業務審査基準」【資料3】に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

イ 審査は、別に定める選定審査会(原則対面開催)において行う。

ウ 審査は、原則として、提出された企画提案書等により行う。ただし、審査会

が必要と認めた場合には、応募者へのヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングの有無及びヒアリングを実施する場合の日時・場所等については、別途応募者へ通知することとする。

エ 選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を業務予定者として選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、次のとおり各提案者に通知する。

ア 通知日：令和8年7月上旬に通知（予定）

イ 方法：文書で各提案者に通知する。

8 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定によることとする。

9 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

(1) プロポーザルに関し、提出された参加希望者及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。

- (2) プロポーザルに関し、愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。

11 問い合わせ・提出先

住所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

宛先：愛媛県農林水産部農政企画局

農政課農地・担い手対策室 担い手育成係

担当：俊成典和

電話番号：089-912-2553（F A X 番号：089-946-4584）

Mail アドレス：ninaite@pref.ehime.lg.jp